

## 蕨市介護保険条例の一部を改正する条例

蕨市介護保険条例（平成12年蕨市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に改め、同項第1号中「34, 182円」を「31, 461円」に改め、同項第2号中「44, 437円」を「47, 364円」に改め、同項第3号中「51, 273円」を「47, 709円」に改め、同項第4号中「58, 109円」を「58, 772円」に改め、同項第5号中「68, 364円」を「69, 144円」に改め、同項第6号中「82, 037円」を「82, 973円」に改め、同項第7号中「88, 873円」を「89, 887円」に改め、同項第8号中「102, 546円」を「103, 716円」に改め、同項第9号中「116, 219円」を「117, 545円」に改め、同号ア中「350万円」を「420万円」に改め、同項第10号中「123, 055円」を「131, 374円」に改め、同号ア中「400万円」を「520万円」に改め、同項第11号中「129, 892円」を「145, 202円」に改め、同号ア中「550万円」を「620万円」に改め、同項第12号中「136, 728円」を「159, 031円」に改め、同号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同項第13号中「143, 564円」を「165, 946円」に改め、同項第14号中「150, 401円」を「172, 860円」に改め、同条第2項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20, 509円」を「19, 706円」に改め、同条第3項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20, 509円」を「19, 706円」に、「34, 182円」を「33, 535円」に改め、同条第4項中「令和3年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和8年度」に、「20, 509円」を「19, 706円」に、「47, 855円」を「47, 364円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の蕨市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月16日提出

蕨市長 賴高英雄